

証券コード 2764  
2021年6月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号  
株 式 会 社 ひ ら ま つ  
代表取締役社長兼CEO 遠藤 久

## 第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。そのため、会場の人数も制限させていただいており、株主総会の出席は、後記のとおり事前登録制とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後6時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、株主総会の出席は事前登録制とさせていただきます、登録希望者が多数の場合は、抽選で登録者を決定させていただきます。事前登録がない場合、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第39期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役1名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

#### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

#### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年6月25日（金曜日）午後6時までに行使してください。

#### (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 5. インターネット開示に関する事項

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hiramatsu.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております会社の連結注記表及び個別注記表も含まれております。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(株主様へのお願い)

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。  
インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hiramatsu.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
  - ・接触感染リスク低減のため、当日入場できる株主様の人数を50名とさせていただきます、当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性があるため、本株主総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者に優先的にご入場いただくこととさせていただきます。また、事前登録をご希望される株主様が50名を超えた場合には、公正な抽選とさせていただきます。事前登録の方法については、本招集通知に同封の「第39期定期株主総会入場制限の実施に関するお知らせ」にてご案内しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
  - ・当日のインターネットによるライブ配信では質疑応答を含めた配信となりますので、ご出席いただく株主様の映像・音声配信される場合がございますので、予めご了承ください。
  - ・議決権行使書用紙による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
  - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。  
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
  - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
  - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
  - ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hiramatsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

当日ご出席の株主さまへのお土産は、予定しておりません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス [https://www.<sup>ウェブ行使</sup>web54.net](https://www.web54.net)

## 2. 議決権行使の方法について

### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

## 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年6月25日（金曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ってください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く。)

以上

## ライブ配信のご案内

当日の株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

### 1. 配信日時

2021年6月28日（金曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

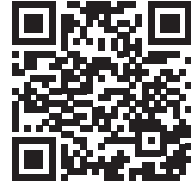
### 2. 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意のうえ、以下の視聴用ウェブサイトへアクセスをお願いいたします。（議決権行使書用紙を投函する前に必ず「株主番号」をお手元にお控えください。）

#### ◆視聴用ウェブサイト

<https://v.srdb.jp/2764/2021soukai/>

QRコードはこちら



#### ◆株主ID（半角9桁・ハイフンは不要です。）

議決権行使書用紙又は配当金関連書類等に  
記載されている「株主番号」

（株主番号が8桁の株主様は株主番号の先頭に  
「0」をつけてください。）

#### ◆パスワード（半角7桁・ハイフンは不要です。）

株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」

#### ◆視聴テスト

視聴用ウェブサイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。  
ぜひご利用ください。

## 質問の受付について

株主様とのコミュニケーション向上のため、株主総会に関するご質問（会社法第314条に基づく、ご出席株主様による質問権の行使としてのご質問とは異なるため、以下「質問」といいます。）を以下の方法により受け付けております。受け付けた質問につきましては、株主総会における正式なご発言とはなりません、株主総会当日にてご紹介・ご回答させていただくことがございます。ご了承のほど、お願い申し上げます。

### <事前質問受付>

事前質問受付画面より質問内容を記載して、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに送信をお願いいたします。

### <当日質問受付>

ライブ配信の画面の「質問受付フォーム」に質問を記載して、株主総会開始後から議長が受付の終了をご案内するまでに送信をお願いします。

### 株主総会運営についてのご注意事項

- 本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場の座席の間隔をあけることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
- 株主様の安全を第一に考え、ご出席の株主様へは、受付の際、運営スタッフによる検温をさせていただき、発熱があると認められる方（体温が37.5度以上の方）や体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 当日ご出席される株主様には、マスクの着用をお願い申し上げます。他の株主様の感染リスクを避けるため、マスク着用にご協力いただけない場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 新型コロナウイルスの感染リスクの低減という観点から、一部役員については、遠隔地からの通信を用いた参加とさせていただく場合がございます。
- 当日は質疑応答も含めてライブ配信を予定しておりますので、当日ご出席される株主様で、お名前がライブ配信されることを希望されない株主様のご発言される場合には、出席票の番号のみをお申し出ください。
- 当日の株主総会会場のライブ配信映像は、ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近を会場後方から撮影しますが、ご出席される株主様がやむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- ライブ配信をご視聴いただく際には、株主様のご使用になるパソコン等の環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。なお、ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により、やむを得ず中止・中断する場合がございます。
- 当日ご出席いただいた株主様へのお土産はございません。

#### ■お問い合わせ先

バーチャル参加に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書をお手元にご準備の上で、以下にお問い合わせください。

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ② 株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
電話：0120-782-041（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く。）

以上

## (提供書面)

### 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 当連結会計年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

当連結累計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、政府による緊急事態宣言が発出された2020年4月－6月期のGDP成長率が戦後最大のマイナス成長となるなど深刻な影響を被りました。個人消費につきましては、緊急事態宣言の解除以降段階的に社会経済活動レベルが引き上げられ、徐々に持ち直しの動きがみられていたものの、2021年1月には再度緊急事態宣言が発出されたこともあり、先行きは予断を許さない状況にあります。日本国内においてもワクチン接種は始まっておりますが、新型コロナウイルス感染症が完全に収束するまで一定の時間を要することが想定されるなど、先行きが不透明で極めて厳しい環境が継続しており、当連結累計年度における当社グループの業績は、売上高6,266百万円(前年同期比36.6%減)、営業損失2,458百万円(前年同期は営業損失49百万円)、経常損失2,440百万円(前年同期は経常損失70百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失4,111百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,097百万円)となりました。

このような環境の下、2020年6月に発足した新経営体制においては、「守り」と「攻め」の両軸で、企業構造改革と企業文化改革に取り組んで参りました。

まずは全ての企業活動の根幹となるコンプライアンス遵守の体制を再確立すべく、旧経営体制下における諸問題への対処と清算を行いました。過去における不適切な会計処理を訂正するため、過年度決算の修正を行いました。当社は、再発防止に向けた外部調査委員会による提言を真摯に受け止め、旧経営陣に対する処分を行った上で、再発防止に向けたガバナンス再構築策を策定し、これを進めて参ります(再発防止策につきましては、2021年4月14日に、「改善報告書」として公表いたしました。)。なお、当社の創業者が設立し運営する株式会社ひらまつ総合研究所が当社に対して提起した訴訟は、2021年3月1日付で、同社との間で和解が成立しております。当社は、再発防止に向けたガバナンス再構築策を徹底的に実行することにより、全社一丸となって株主様、お客様、お取引先をはじめとする関係者の皆様からの信頼回復に努めて参ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した財務状況を立て直すべく、当社保有の有休資産の売却を促進するなど財務構造の改革を進める一方で、ミッション・ビジョンの策定を行い、当社が目指すべき方向性とあるべき姿を示し、従業員の意欲を引き出してボトムアップの活動を促進しております。加えて、働き方改革の推進など、企業文化の変革にも着手しております。

売上面では、当社グループ独自の新型コロナウイルス感染症防止策の指針として「Hiramatsuスタンダード」を策定の上、お客様に安心してひらまつ各店をご利用い

ただく環境を整備し、新型コロナウイルス感染症拡大による減収の影響軽減に努めました。また、新たなホテル事業のモデルとなる「THE HIRAMATSU 軽井沢 御代田」の開業や、「創って」「作って」「売って」「育てる」部門間連携で行う全社プロモーション、京都高台寺の料亭・レストランと「THE HIRAMATSU 京都」ホテルの事業間連携による新たなプランの提供など、当社の今後を担う新たな事業モデルのテストをスタートさせました。今後成長戦略の柱として取り組んでいく外販事業においては、一部の店舗で通信販売をスタートし、事業化に向けた手応えを掴むことができました。アフターコロナを見据えた新たな事業の開発を担う新規事業チームを発足させ、今後の収益の多様化を加速して参ります。引き続き目下の売上確保と将来の成長領域への布石の両輪で取り組んで参ります。

なお、セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### （レストラン事業）

当連結会計年度におけるレストラン事業の売上高は3,939百万円（前年同期比51.2%減）、営業損失は935百万円（前年同期は営業利益934百万円）となりました。第1四半期連結会計期間に大きく毀損した売上高が、当社独自の安全基準となる「Hiramatsuスタンダード」を強化したことへの評価が下支えとなり、2020年夏以降回復基調に転じました。座席数や予約数を限定する中で、ブランド価値向上を目的としたプライシングの見直しにより単価が上昇したことや、フランスのワイナリーとオンラインで繋ぐイベントの開催など、新たな体験価値を創造する取り組みにより第3四半期には昨年比80%程度まで回復いたしました。その後、2021年1月には2回目の緊急事態宣言が発出された影響を受けたものの、3月には中期経営計画の重点項目のひとつとなる、マーケティング戦略に基づく全レストラン一気通貫での取り組みがスタートし、全社一丸となった連携施策の実行がレストラン・カフェの単価と集客アップにつながるなど、既存店の磨きこみによる顧客の体験価値向上の取り組みが着実な結果に結びついております。

レストランにおける婚礼につきましては、イベント、大人数での会食の自粛が続く、挙式の延期や一部キャンセルになるなど業界的にも苦戦を強いられ、11月には当期における単月最高売上を更新したものの、前年を大きく下回る結果となりました。婚礼に対する価値観が大きく変化する中、コロナ禍において1年かけて行ってきた新規獲得強化に向けた人材育成や、顧客お一人おひとりに提案ができるひらまつコンシェルジュの展開を開始するなどの各施策効果により、3月には成約率が当期最高の42%となるなど、来期にむけた新たな契約を獲得することができました。マーケットの縮小の続くブライダルは抜本的な事業構造改革が急務であり、新たな事業価値の創造に取り組んでおります。

店舗ポートフォリオ最適化による売上と収益最大化に取り組む中で、契約満了に伴い「ブラッスリー・ポール・ボキューズ博多」（福岡）、「レストランテ・オルケストラータ」（奈良）を閉店いたしました。従来の婚礼を前提とした出店戦略を見直すなど、事業モデルの再配置にも取り組んで参ります。

一方、2月より当社による運営を開始することとなりました、「レストランひらまつ高台寺」、「高台寺十牛庵」は2020年3月に開業いたしましたホテル「THE HIRAMATSU 京都」との事業間連携により、高台寺での食事付き宿泊プランや宿泊付き婚礼プランなど、新たな提供価値の構築を進めております。

京都高台寺の2店舗を当社のフラッグシップ店として体験価値を引き上げる取

り組みをスタートさせるとともに、春のキャンペーンでの「Hiramatsu POPスライダー」の展開やテイクアウト・デリバリーの強化を通じて、新たな顧客層の取り込みを促進して参りました。

#### (ホテル事業)

当連結会計年度におけるホテル事業の売上高は2,190百万円（前年同期比27.7%増）、営業損失は415百万円（前年同期は営業損失282百万円）となりました。なお、GOP（販売費及び一般管理費より地代家賃・減価償却費を控除した営業粗利益）につきましては、300百万円（前年同期比60.2%増）となっております。ホテルの新規出店による成長からレストランの競争力をベースとした成長にシフトすべく、京都岡崎への新規出店を中止し、新規開業を目前に控えた軽井沢御代田と既存店の磨き込みに経営資源を集中投下しました。緊急事態宣言発出の影響を大きく受けたものの、当社独自の安全基準の徹底と、高付加価値のコンセプトがコロナ禍における消費者ニーズにマッチしたことや、海外旅行から国内旅行への転換需要が増加したことなどにより前年を大きく上回る結果となりました。「THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 賢島」（三重）、「THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 宜野座」（沖縄）の需要が強く好調に推移し、「THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 熱海」（静岡）、「THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 仙石原」（神奈川）、「オーベージュ・ド・ぷれざんす桜井」（奈良）においても前年を上回る結果となりました。

「THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 宜野座」（沖縄）においては、観光先進国の実現を目指して観光庁が進めている「上質なサービス提供に向けた宿泊施設」として選定されました（国内で選定されたのは当社を含めて全8施設）。フオーブズトラベルガイド派遣の専門家によるトレーニングを受け、訪日外国人旅行者への対応力を高めました。「THE HIRAMATSU 京都」では、京都における観光客回復の遅れの影響を受けたものの、ミシュランガイド京都2021版において当社初となる4レッドパビリオンの評価をいただきました。2021年3月16日には、ホテル事業におけるフラッグシップとなる「THE HIRAMATSU 軽井沢 御代田」（長野）が開業いたしました。当初11月に開業を予定しておりましたが、開業を4ヶ月間遅らせて、コンセプトの再設計とオペレーションの磨き込みを行いました。森の“グラン・オーベルジュ”“One Stay, One Full course”のコンセプトの下で、食と人と土地の持つ価値をマリアージュすることで生まれる御代田ならではの食をベースとした体験価値の提供を行うことで、お客様から非常に高い評価を得ることができ、順調なスタートとなりました。

ホテル事業においても「Hiramatsuスタンダード」の強化徹底を図り、お客様に「安心」「安全」とコロナ禍における新たな体験価値の提供により国内旅行需要の取込みを強化して参ります。

#### (その他)

当連結会計年度におけるその他の売上高は230百万円（前年同期比30.0%減）、営業損失は45百万円（前年同期は営業損失19百万円）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による生活方式の変化に対応するため、オンラインによるワイン販売の強化と、中期経営計画にて取り組みを本格化したテイクアウトやデリバリーをはじめとする「新規ビジネス・プラットフォーム開発」を前倒して推進いたしました。レストランのブランド力をベースとした新たな

な成長戦略の柱として取り組んでいく外販事業において、一部の店舗で通信販売をスタートし、事業化に向けた手応えを掴むことができました。また、外販事業だけでなく、アフターコロナを見据えた新たな事業の開発を担う新規事業チームを発足させ、今後の収益多様化を加速して参ります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,944百万円でありました。その主なものは、レストラン及びホテル事業に関する固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に4,100百万円の借入実行をした一方で、長期借入金2,111百万円の返済、短期借入金200百万円の返済、及び社債200百万円の償還を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (2018年 3 月期)	第 37 期 (2019年 3 月期)	第 38 期 (2020年 3 月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売 上 高(千円)	11,642,461	10,948,899	9,887,175	6,266,361
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,525,837	653,775	△70,563	△2,440,082
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	1,024,402	△838	△2,097,115	△4,111,513
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	24.43	△0.02	△48.57	△94.22
総 資 産(千円)	22,695,692	21,673,152	21,383,446	19,377,796
純 資 産(千円)	10,477,024	9,389,078	7,181,030	3,185,084
1株当たり純資産額(円)	231.85	215.40	163.77	70.51

- (注) 1. 第36期から第38期までにおける数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
4. 第36期は、ホテル事業が開業2年度を迎え、予想を上回る売上を達成した一方で、新規ホテルの開業準備を含めた新規出店費用の発生、既存店の改装並びにリブランドなどの前向きな投資により利益率が低下し減益となりましたが、これらはいずれも当社の成長に必要な費用を積極的に負担したことによるものであります。
- 第37期は、レストラン事業は婚礼市場の変化・縮小などの影響による大幅な減収と、経営資源の効率化を目的とした2店舗の閉店と2店舗の譲渡、社会的課題である「働き方改革」の取組みとして定休日導入店舗を増やしたこと等により減収となりました。さらに、店舗閉鎖損失の計上及び、原材料費の高騰、ホテル事業推進に伴う設備投資、人手不足解消を目的とした人員確保に伴う非正規雇用増などが利益を圧迫し減益となりました。
- 第38期は、レストラン、ブライダル、ホテルのいずれにおいても度重なる自然災害の発生や競争の激化、低価格志向、労働力の不足等の影響による厳しい経営環境が続いたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛及びイベント等の中止要請の影響を受け、多くの婚礼延期に加え、パーティや法人接待など多数のキャンセルが発生したことにより減益となりました。
- 第39期の業績の状況につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
HIRAMATSU EUROPE EXPORT SARL	328,996千円 (2,505千ユーロ)	100%	飲食材の輸出入 レストランの運営

(注) 資本金の( )内は現地通貨で表示し、円貨換算は取得時の為替レートで算出しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

**(4) 対処すべき課題**

現在当社は、ここ数年のサービス業界をとりまく環境の変化を受け、ホテル・レストランにおける「働き方改革」の推進や、選択と集中による既存出店地の再考と人材再配置による経営資源の最適化、ホテル事業の推進と確立に向けた事業構造変革に努めております。段階的なホテル開発とホテル・レストランブランドの確立により、将来にわたる着実な企業価値拡大を目指します。

**(5) 継続企業の前提に関する重要事象等**

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、日本政府による緊急事態宣言の発令や地方自治体からの飲食業・宿泊業への営業自粛の要請に従い、営業時間やアルコール提供時間の短縮等を実施しました。これに加えコロナ禍での会食やブライダルの自粛ムードによる消費の落ち込みやリモートワークの浸透などライフスタイルの大きな変化により、当連結会計年度において、営業損失2,458,661千円、経常損失2,440,082千円を計上しました（前連結会計年度は営業損失49,279千円及び経常損失70,563千円）。また、当該感染症の収束及び外食やブライダル需要の回復にはまだ一定の期間を要する事から、営業債務の支払い及び借入金等の返済の資金繰りに懸念が生じ、金融機関に返済猶予を要請していること、長期借入金（シンジケートローン契約を含む）及び転換社債型新株予約権付社債に付されている財務制限条項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消するために、お客様に安心してレストランやホテルをご利用頂く取組みとして「Hiramatsuスタンダード（当社独自の衛生管理と安全対策）」を強化・徹底すると共に、コロナ禍及びアフターコロナでの消費動向を踏まえ、ご自宅で「ひらまつの味」をお召し上がりいただくためのWEB販売やデリバリー販売の強化など売上の多角化を図っております。また、ビジネスレストランチャリング（店舗の再配置、人件費や採用コストの削減・適正化、家賃や広告宣伝費を中心とした経費の見直し、遊休資産の売却等）を推進し、収益構造の改善を進めております。

また、取引金融機関とは、密接なコミュニケーションを取ることで追加融資や借入元本の返済の猶予等継続的な支援を頂いており、新たな資金調達手段の検討と合わせて財務基盤の安定化を図ってまいります。

なお、財務制限条項に抵触している長期借入金（シンジケートローン契約を含む）及び転換社債型新株予約権付社債について、取引金融機関等と期限の利益喪失の権利行使をしないことについて継続的に協議を進めております。

しかしながら、これらの政策並びに戦略は実施中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

レストラン・ホテルの経営及びこれらに付帯する一切の事業

(7) 主要な店舗及び営業所 (2021年3月31日現在)

レストラン ひらまつ レゼルヴ	店舗：東京都港区
レストラン ひらまつ 博多	店舗：福岡市博多区
レストラン ひらまつ 高台寺	店舗：京都市東山区
ラ・フェット ひらまつ	店舗：大阪市北区
レストラン M I N A M I	店舗：札幌市中央区
メゾン ポール・ボキ्यूーズ	店舗：東京都渋谷区
ジャルダン ポール・ボキ्यूーズ	店舗：石川県金沢市
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ ミュゼ	店舗：東京都港区
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 銀座	店舗：東京都中央区
ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ 大丸東京	店舗：東京都千代田区
オーベルジュ・ド・リル ナゴヤ	店舗：名古屋市中村区
オーベルジュ・ド・リル トーキョー	店舗：東京都港区
オーベルジュ・ド・リル サッポロ	店舗：札幌市中央区
サンズ・エ・サヴェール	店舗：東京都千代田区
フィリップ・ミル 東京	店舗：東京都港区
レストラン テ A S O	店舗：東京都渋谷区
アール ジェン ト	店舗：東京都中央区
代官山 A S O チェレステ 二子玉川店	店舗：東京都世田谷区
代官山 A S O チェレステ 日本橋店	店舗：東京都中央区
カフェ&トラットリア ミケランジェロ 広尾	店舗：東京都港区
レストラン テ K u b o t s u	店舗：福岡市中央区
レストラン テル・ミディ ひらまつ	店舗：大阪市北区
高台寺 十牛庵	店舗：京都市東山区
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 賢島	店舗：三重県志摩市
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 熱海	店舗：静岡県熱海市
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 仙石原	店舗：神奈川県箱根町
THE HIRAMATSU HOTELS & RESORTS 宜野座	店舗：沖縄県国頭郡
THE HIRAMATSU 京 都	店舗：京都市中京区
THE HIRAMATSU 軽井沢 御代田	店舗：長野県御代田町
オーベルジュ・ド・ふれざんす 桜井	店舗：奈良県桜井市
本 社	東京都渋谷区

(注) ジャルダン ポール・ボキ्यूーズはカフェ&ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズを、ブラッスリー ポール・ボキ्यूーズ ミュゼはサロン・ド・テ ロンド、カフェ コキユ、カフェテリア カレを、レストランテASOはカフェ・ミケランジェロを併設しております。

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業部 ホテル事業部 本社	648 (47) 名	+83 (△30) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
646 (47) 名	+83 (△30) 名	31.4歳	6.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,226,000千円
株式会社京都銀行	2,159,000千円
株式会社みずほ銀行	1,697,300千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,582,000千円
株式会社北國銀行	959,581千円
株式会社西日本シティ銀行	875,000千円
株式会社日本政策投資銀行	550,000千円
株式会社福岡銀行	275,000千円
株式会社第四北越銀行	200,000千円
株式会社関西みらい銀行	60,000千円
株式会社南都銀行	60,000千円
株式会社八十二銀行	50,000千円
農林中央金庫	25,000千円
日本生命保険相互会社	15,000千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 180,000,000株
- ② 発行済株式の総数 48,604,200株 (自己株式4,672,239株を含む)
- ③ 株主数 29,744名 (前事業年度末比4,515名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
平 松 博 利	2,180,100株	4.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,502,400株	3.42%
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,500,000株	3.41%
ひらまつ社員持株会	1,418,500株	3.23%
平 松 慶 子	742,600株	1.69%
中 川 一	704,700株	1.60%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600,000株	1.37%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	566,700株	1.29%
江 頭 和 子	500,000株	1.14%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 6)	464,700株	1.06%

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,672,239株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	758,000	3
社外取締役	0	0
監査役	0	0

- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- ②その他新株予約権に関する重要事項 (2021年3月31日現在)

2019年8月9日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

払 込 期 日	2019年8月30日
新 株 予 約 権 の 総 数	49個
社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
当該発行による潜在株式数	6,779,606株
調 達 資 金 の 額	1,999,984,000円（差引手取概算額：1,986,984,000円）
行使価額又は転換価額	1株当たり288.7円
割 当 先	投資事業有限責任組合インフレクションII号C
そ の 他	<p>当社は、割当予定先との間で2019年8月9日付で締結する引受契約（以下「本引受契約」という。）において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意した。なお、本新株予約権を割当予定先に割り当てる日は2019年8月30日とする。</p> <p>（1）割当予定先は、2019年8月30日から2020年8月29日までの期間は、本新株予約権を行使できない。</p> <p>（2）（1）にかかわらず、①当社の各事業年度に係る単体又は連結の損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当予定先は、その後いつでも本新株予約権を行使できる。また、当社は、本払込期日から2024年8月29日までの間、割当予定先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならない旨及び本払込期日から2024年8月29日までの間、第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする。</p>

- (注) 1. 当該無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項に規定された転換価額の修正条項の適用により、2020年2月28日付で転換価格が295円に修正されております。
2. 2020年9月25日に決議した第6回新株予約権の発行に伴い、2020年10月12日付で転換価格が288.7円に調整されております。

2020年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第6回新株予約権

新株予約権の数	106,952個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 12,578,630株
新株予約権の行使期間	2020年10月26日～2025年10月26日
調達資金の額	2,029,200,066円（差引手取概算額：2,009,200,066円）
行使価額又は転換価額	1株当たり159円

- (注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。  
 2. 当該新株予約権付社債の発行要項に規定された行使価額の修正条項の適用により、2021年4月26日付で行使価額が159円に修正されております。  
 3. 行使価額の修正により、新株予約権の目的となる株数が12,578,630株に修正されております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	遠藤久	株式会社ウィルウェイ 代表取締役社長 株式会社ユニコーン・パートナーズ 最高顧問
取締役 CFO	北島英樹	—
取締役	熊谷信太郎	熊谷総合法律事務所 所長
取締役	楠本正幸	NTT都市開発株式会社 顧問
取締役	古川徳厚	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 取締役/ プリンシパル 株式会社エムビーキッチン 社外取締役 株式会社Eストアー 社外取締役 アークランドサービスホールディングス株式 会社 社外取締役 日本パワーファスニング株式会社 社外取締役
常勤監査役	桑原清幸	桑原清幸会計事務所 代表
監査役	唐澤洋	公認会計士税理士唐澤洋事務所 代表
監査役	岩田美知行	レイセントグループ株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役熊谷信太郎氏、楠本正幸氏及び古川徳厚氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑原清幸氏、唐澤洋氏及び岩田美知行氏は、社外監査役であります。
3. 取締役熊谷信太郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当の知見を有しております。
4. 監査役桑原清幸氏は、税理士、公認会計士の資格を有しており、企業会計、税務全般に関する相当の知見を有しております。
5. 監査役唐澤洋氏は、公認会計士の資格を有しており、企業会計に関する相当の知識を有しております。
6. 代表取締役社長兼CEO遠藤久氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会において選任され、同日就任いたしました。
7. 取締役CFO北島英樹氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会において選任され、同日就任いたしました。
8. 取締役陣内孝也氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしました。
9. 取締役服部亮人氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしました。
10. 取締役大沢祐子氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしました。
11. 取締役中谷一則氏は、2021年3月26日付で辞任いたしました。
12. 監査役桑原清幸氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会において選任され、同日就任いたしました。
13. 監査役鈴木保夫氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。
14. 取締役熊谷信太郎氏、監査役桑原清幸氏、監査役唐澤洋氏及び監査役岩田美知行氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

### （責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合、法令に定める最低責任限度額を以て、賠償責任の限度とする。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年3月更新の予定となります。現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役に再任された場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

### a. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員及びその他会社法上の重要な使用人

### b. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

### c. 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填します。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	105,070 (9,000)	74,228 (9,000)	30,841 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	17,272 (14,700)	17,200 (14,700)	72 (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	122,343 (23,700)	91,429 (23,700)	30,913 (-)	14 (7)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年12月22日開催の第18期定時株主総会決議において決議された年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案を代表取締役社長兼CEOが取締役会の授権により決定しています。

2. 非金銭報酬等として上記報酬の額とは別に、2020年6月26日開催の第38期定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200,000千円以内として設定することを決議いただいております。

3. 上記報酬等の額には、2020年6月26日開催の定時株主総会にて承認された、譲渡制限付株式報酬として取締役3名が保有する株式に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 支給人員には期中で退任した取締役6名及び監査役1名を含んでおります。なお、期末在籍の取締役1名は無報酬であります。

#### ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、役員賞与を含め、直接的な業績連動報酬等を支給しておりません。しかしながら、取締役のうち業務執行取締役の基本報酬は、その役割と責務に相応しい水準に配慮しつつ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに応じた変動的な年俸制を採用しております。

#### ⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役の非金銭報酬等の30,841千円の内容は、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会で決議された譲渡制限付株式報酬によるものです。

#### ⑦ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2000年12月22日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。監査役の金銭報酬の限度額は、2016年9月5日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200,000千円以内として設定することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時における取締役の員数は3名です。

#### ⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

##### i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）の原案を作成するよう指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年3月12日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

##### ii) 決定方針の内容の概要

###### (a) 基本方針

当社の役員報酬を決定するにあたっての方針は、各取締役が長期的なビジョンに基づいた持続的な企業価値向上に資すること及び優秀な経営者の育成や確保に配慮し、適切なインセンティブを構成することを基本方針としております。取締役の報酬は、定額報酬と中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬で構成し、定額報酬につきましては株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、経営方針の実行状況と業績連動性及び職責や成果を反映した報酬案を代表取締役社長兼CEOがガバナンス委員会の答申を受けて取締役会に

て決議された取締役報酬基準に基づき決定してまいります。

- (b) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業界水準、当社グループの連結業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定します。業務執行取締役については、これをベースとして、前事業年度の担当部門の業績達成度合いを加えて決定するものとします。

- (c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等として、直接的な支給は行わないものとします。ただし、基本報酬に業績連動部分があることを考慮し、適宜、環境の変化に応じて決定します。非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬によるものとし、ガバナンス委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当数を決定します。

- (d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業界の報酬水準を踏まえ、前事業年度の担当部門の業績達成度合いに連動した基本報酬を主なものとします。業績連動報酬等を採用する場合または新たに非金銭報酬等を実施する場合には、ガバナンス委員会においてその割合や役位に応じたウエイト等について検討を行い、取締役会に答申するものとします。

- (e) 業務執行取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、ガバナンス委員会の答申を踏まえ、取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとなります。その権限の内容は、各業務執行取締役の前事業年度の担当部門の業績達成度合いを踏まえた基本報酬の額の決定とします。

- iii) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会で取締役の報酬関係について、2000年12月16日開催の定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表取締役社長兼CEOに一任することを決議しております。当該内容は、2021年3月26日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。なお、翌事業年度においては、ガバナンス委員会が決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行い、その答申を受けて取締役会が判断することとしております。

- ⑨ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会において代表取締役社長兼CEO遠藤久に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の担当部門の業績を踏まえた基本報酬の年俸額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役兼CEOが最も適しているからであります。

⑩ その他会社役員に関する重要な事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、主に関連当事者間取引の妥当性について審議することを目的に設置されたガバナンス委員会に、指名・報酬諮問委員会の機能を追加し、当社の取締役の指名制度及び報酬制度の公正な運営並びにその透明性の確保に資することといたしました。

⑪ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役熊谷信太郎氏は、熊谷総合法律事務所の所長であります。当社は熊谷総合法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結していません。
- ・取締役楠本正幸氏は、NTT都市開発株式会社の顧問であります。2015年にNTT都市開発株式会社と締結した資本業務提携以降、複数のホテル共同開発の実績があります。
- ・取締役古川徳厚氏は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社の取締役/プリンシパル、株式会社エムピーキッチン<sup>1</sup>の社外取締役、株式会社Eストアアの社外取締役、アークランドサービスホールディングス株式会社の社外取締役、及び日本パワーファスニング株式会社の社外取締役であります。当社は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と事業業務提携の締結及び、同社がサービスを提供するファンドに対し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社及び第6回新株予約権を割当てております。株式会社エムピーキッチン、株式会社Eストアア、アークランドサービスホールディングス株式会社、及び日本パワーファスニング株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役桑原清幸氏は、桑原清幸会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役唐澤洋氏は、公認会計士税理士唐澤洋事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩田美知行氏は、レイセントグループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (21回開催)		監査役会 (16回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 熊谷 信太郎	21回	100%	—	—
取締役 楠本 正幸	21回	100%	—	—
取締役 古川 徳厚	20回	95%	—	—
監査役 桑原 清幸	18回	100%	15回	100%
監査役 唐澤 洋	21回	100%	16回	100%
監査役 岩田 美知行	21回	100%	16回	100%

(注) 1. 監査役桑原清幸氏は、2020年6月26日開催の第38期定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2020年6月26日以降に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。

イ. 社外取締役及び社外監査役の活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要

- ・取締役熊谷信太郎氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、取締役会では法律の専門家として客観的立場から活発に発言し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役楠本正幸氏は、長年にわたり不動産事業を展開する企業の経営に携わり豊富な経験と専門的な識見を有しております。取締役会では当社のホテル事業推進に関する有益な発言を多く行うほか、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・取締役古川徳厚氏は、豊富なコンサルティング経験に基づく視点から、取締役会では当社の経営全般に対し意見を述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・監査役桑原清幸氏は、監査・会計分野に関する教育・研究を行った経験と知見に基づき、公認会計士・税理士として客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行いました。
- ・監査役唐澤洋氏は、企業会計に関する会計士としての経験と専門知識に基づき、会計の専門家として客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
- ・監査役岩田美知行氏は、企業経営に関するコンサルティング業務を中心に高い専門性と幅広い業務経験の観点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	415,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	415,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるとともに、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間と報酬額との推移を確認した上で、当事業年度の監査予定時間と報酬額の相当性を検討した結果、会計監査人の報酬については監査の品質を維持向上していくための合理的水準であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、2015年4月24日開催の取締役会において内容の一部改訂を決議しており、その概要は次のとおりです。

- ① 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制に係る規定は、取締役及び従業員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役社長兼CEOは、繰り返しその精神を幹部社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、内部統制室にコンプライアンス責任者を設置すると共に、コンプライアンスの取り

組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行う。

内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は適宜取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

取締役及び従業員が法令上疑義のある行為等について発見した場合には、速やかにコンプライアンス責任者に報告する体制を確立する。

また、取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名以上の社外取締役が在籍するようにする。

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会で承認をした文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。ただし、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は管理部が行うものとする。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、原則として月1回を基本として取締役会を開催するが、必要に応じて機動的に臨時取締役会を行い、重要事項については迅速に意思決定を行うものとする。また、執行役員を含む幹部社員が参加する経営推進会議等を定期的に開催し、取締役会での決定に基づいた業務執行に関する指示・伝達を行うものとする。

業績目標については、取締役及び従業員が共有すべき全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。そして、ITを活用したシステム等により、その結果が迅速にデータ化され、取締役が定期的にその結果をレビューできる体制とする。効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するものとする。

## ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

### (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「関係会社管理規程」その他関連規程を定め、子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。

### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。

### (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

## 制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。

- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
グループ各社全体の内部統制を担当する部門を管理部とし、グループ会社各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。また、当社は、子会社の事業内容や規模に応じて監査役を配置し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させるものとする。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社の監査役会及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査するものとする。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役会の職務を補助する専任者は設置しないが、必要に応じて監査役会の業務補助のための監査役スタッフを任命することとする。その人事については監査役会の意見を尊重した上で取締役と監査役会の協議により決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保し、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制  
当社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役及び監査役との協議により決定する方法によるものとする。
- (2) 子会社の役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。子会社の役員及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- ⑧ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
コンプライアンス規程に基づき、監査役会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備するものとする。
- ⑨ 監査役会の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を

除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、定期的に取り締役及び監査法人とそれぞれ意見交換を行うものとする。

なお、当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

- ① 取締役会は、法令及び社内規程に従って、重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行状況及び当社及び子会社の業績について、それぞれ報告を受けております。また、このような決定や報告を含めた重要情報は、権限と責任のある部署で適切に保持し、記録し、管理され、法令若しくは金融商品取引所の適時開示規則に従い、又は株主や投資家の適切な投資判断に有用であると会社が判断した場合に、適正な開示を行うように努めております。
- ② 監査役は、代表取締役、及び業務執行取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、内部監査室とも緊密な連携を図り、実効性のある監査役監査の実施に努めております。
- ③ 代表取締役社長社長兼CEOに直属する内部監査室は、年間の監査基本計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けた提言を代表取締役社長兼CEO、及び関連する取締役、該当する部門や部署の責任者、監査役会に報告しております。
- ④ 金融商品取引法が求めている財務報告の適正性を確保するための内部統制については、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して取締役会の決議によって定めた評価範囲に対し、内部統制評価を実施しております。

もっとも、当社は、2021年1月12日付で、2021年3月期第2四半期報告書の提出期限（2020年12月28日）の経過後にこれを提出し、また、過年度の有価証券報告書、四半期報告書及び内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしました。当社は、今般のかかる事態を受け、適正な財務諸表及び開示体制の構築を含む、再発防止策の検討を進めてきた結果、2021年3月26日の取締役会において、具体的な再発防止策（以下「本再発防止策」といいます。）を策定いたしました。

また、当社は、本再発防止策に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、2021年5月28日開催の取締役会において内容の改訂を決議しており、その概要は次のとおりです。

- ①取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は、コンプライアンス規程を定め、取締役及び従業員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。代表取締役社長兼CEOは、繰り返しその精神を幹部社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、法務部にコンプライアンス責任者を設置すると共に、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に幹部社員を中心とした教育等を行う。
  - (2) 当社は、法務省が公表する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。
  - (3) 当社は、危機管理規程に基づき危機管理委員会を設置し、コンプライアンスを含むリスク対応教育の検討、リスク管理状況の定点観測、クライシス発生時の迅速かつ的確な対応及びその後の再発防止を行うものとする。危機管理委員会は、下部組織として危機管理推進会議を設置し、各部署より内部統制推進要員を会議メンバーとして招集し、危機管理委員会が定める危機管理推進計画に基づき、リスクの事前予防の計画を立案し、その実施状況をモニタリングする。
  - (4) 当社は、独立社外取締役を委員長としたガバナンス委員会を設置し、取締役及び監査役の指名並びに取締役報酬の諮問を行うとともに、関連当事者間取引の合理性の諮問を行う。
  - (5) 取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会の過半数を社外取締役とする。
  - (6) 法務部は、コンプライアンスに関する業務を管掌し、当社におけるコンプライアンス体制の構築を推進する。
  - (7) 内部統制推進室は、危機管理委員会の事務局を担い、コンプライアンスを含む当社の危機管理体制の充実及び危機管理推進計画の立案及びその実施を行う。
  - (8) 内部監査室は、コンプライアンスを含む当社の危機管理体制の実施状況を監査し、取締役会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 当社は、取締役会事務局を経営戦略部内に置き、事務局機能の人的リソースを確保する。
- (2) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社におけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、危機管理規程に基づき、危機管理委員会がこれを管掌し、危機管理委員会の下部組織として内部統制の課題を含む当社のリスク対応の運営組織として危機管理推進会議を設置して、会議メンバーとして各部署より内部統制推進要員を招集して活動する。
- (2) 危機管理委員会は、危機管理計画、危機管理の状況その他危機管理に関する重要事項を審議・承認し、必要に応じて危機管理推進会議に対して活動改善を指示する。
- (3) 危機管理推進会議は、当社のリスク対応の運営組織として四半期ごとに開催し、各部署の内部統制推進要員を会議メンバーとして活動し、内部統制の課題を含む当社の危機管理計画案を策定し、モニタリングする。
- (4) 重要リスクの特定とモニタリングについては、3つのディフェンスラインの考え方に基づき、重要リスクの特定と対応（内部統制の整備と運用）及びモニタリングに係る体制を構築する。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社では、原則として月1回取締役会を開催するが、必要に応じて機動的に臨時取締役会を行い、重要事項については迅速に意思決定を行うものとする。
- (2) 当社では、取締役、執行役員及び本部長以上の経営幹部等で構成され、部長職の職員がオブザーバとして参加し、必要と判断した場合には社外役員等も参加する経営会議を定期的で開催し、経営課題について議論するほか、業務執行についての方針及び計画の審議、決定、管理を行っており、必要な場合は審議結果を取締役に付議する。

### ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については「関係会社管理規程」その他関連規程を定め、子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付けるものとする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、当社は、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理するものとする。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させるものとする。
- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、グループ各社全体の内部統制を担当

する部門を管理部とし、グループ会社各社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。また、当社は、子会社の事業内容や規模に応じて監査役を配置し、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させるものとする。

- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社の監査役会及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査するものとする。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役会の職務を補助する事務局を内部統制推進室に設置するものとし、取締役からの独立性を確保し、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
- (2) 監査役会事務局を担う使用人の人事考課にあたっては、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役及び従業員は、監査役に対して、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。
- (2) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役及び監査役との協議により決定する方法によるものとする。
- ⑧ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、上記⑦の報告をした者について当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査役会の職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役会の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、定期的に取り締り及び監査法人とそれぞれ意見交換を行うものとする。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,185,077</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,213,326</b>
現金及び預金	640,327	買掛金	234,361
売掛金	443,225	1年内償還予定の社債	200,000
原材料及び貯蔵品	1,335,786	短期借入金	1,100,003
前渡金	143,682	1年内返済予定の長期借入金	1,820,981
その他	622,310	未払金	437,779
貸倒引当金	△255	未払費用	775,139
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,164,046</b>	未払法人税等	18,751
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>14,559,730</b>	前受金	351,087
建物及び構築物	12,037,975	その他	275,221
機械装置及び運搬具	9,048	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,979,385</b>
工具、器具及び備品	1,528,725	社債	500,000
土地	764,963	転換社債型新株予約権付社債	1,999,984
リース資産	207,890	長期借入金	7,812,900
建設仮勘定	11,128	リース債務	178,335
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>31,852</b>	資産除去債務	470,243
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,572,463</b>	その他	17,922
敷金及び保証金	1,337,389	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,192,711</b>
その他	256,573	<b>純 資 産 の 部</b>	
貸倒引当金	△21,500	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,012,595</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>28,671</b>	資本金	1,213,540
新株予約権発行費	15,718	資本剰余金	2,153,474
社債発行費	12,953	利益剰余金	2,047,855
		自己株式	△2,402,274
		その他の包括利益累計額	84,957
		為替換算調整勘定	84,957
		新株予約権	87,531
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,185,084</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,377,796</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,377,796</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,266,361
売上原価	3,065,683
売上総利益	3,200,678
販売費及び一般管理費	5,659,339
営業損失	2,458,661
営業外収益	107,477
受取替利息	42
前受替利息	3,557
協賛食事業	15,001
受取保険金	7,561
補助金の収入	11,686
その他の収入	38,155
営業外費用	31,473
支払利息	88,898
社債利息	60,740
リース費用	16,834
その他の損失	2,386
経常損失	8,936
特別利益	2,440,082
雇用調整助成金	366,367
新株予約権戻入	155,440
固定資産売却益	66,476
債権債務整理益	10,462
特別損失	133,986
過年度決算訂正関連費用	1,840,399
新型コロナウイルス感染症による損失	594,785
解約違約金	454,904
店舗閉鎖損失	280,000
減損損失	15,968
固定資産除却損失	454,461
固定資産売却損	35,953
関係会社清算損	3,772
税金等調整前当期純損失	552
法人税、住民税及び事業税	3,914,114
法人税等調整額	19,996
当期純損失	177,402
親会社株主に帰属する当期純損失	4,111,513
	4,111,513

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,213,540	2,408,920	6,568,935	△2,791,128	7,400,267
誤謬の訂正による 累積的影響額			△409,566		△409,566
遡及処理後当期首残高	1,213,540	2,408,920	6,159,368	△2,791,128	6,990,700
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△4,111,513		△4,111,513
自己株式の処分		△255,446		388,854	133,408
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	-	△255,446	△4,111,513	388,854	△3,978,105
当期末残高	1,213,540	2,153,474	2,047,855	△2,402,274	3,012,595

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	79,835	79,835	110,494	7,590,596
誤謬の訂正による 累積的影響額				△409,566
遡及処理後当期首残高	79,835	79,835	110,494	7,181,030
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失			-	△4,111,513
自己株式の処分			-	133,408
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	5,122	5,122	△22,962	△17,840
当期変動額合計	5,122	5,122	△22,962	△3,995,945
当期末残高	84,957	84,957	87,531	3,185,084

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,341,292</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,243,840</b>
現金及び預金	620,137	買掛金	266,916
売掛金	434,605	1年内償還予定の社債	200,000
原材料及び貯蔵品	1,608,947	短期借入金	1,100,000
前渡金	56,302	1年内返済予定の長期借入金	1,820,981
前払費用	177,664	未払金	437,779
その他	443,890	未払費用	774,244
貸倒引当金	△255	未払法人税等	18,751
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,221,737</b>	前受金	350,897
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>14,554,513</b>	その他	274,269
建物及び構築物	12,037,975	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,979,385</b>
車両運搬具	9,048	社債	500,000
工具、器具及び備品	1,523,508	転換社債型新株予約権付社債	1,999,984
土地	764,963	長期借入金	7,812,900
リース資産	207,890	リース債務	178,335
建設仮勘定	11,128	資産除去債務	470,243
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>31,852</b>	繰延税金負債	2,734
商標権	4,110	その他	15,187
ソフトウェア	27,024	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,223,226</b>
電話加入権	717	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,635,371</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,280,944</b>
関係会社株式	63,274	資本金	1,213,540
長期前払費用	85,513	資本剰余金	2,153,474
敷金及び保証金	1,337,022	資本準備金	1,004,750
その他	171,060	その他資本剰余金	1,148,724
貸倒引当金	△21,500	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,316,204</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>28,671</b>	利益準備金	7,402
新株予約権発行費	15,718	その他利益剰余金	2,308,801
社債発行費	12,953	繰越利益剰余金	2,308,801
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,402,274</b>
		新株予約権	87,531
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,368,476</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,591,702</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>19,591,702</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,238,573
売上原価	3,078,515
売上総利益	3,160,058
販売費及び一般管理費	5,641,615
営業損失	2,473,556
営業外収益	103,052
受取利息	42
為替差益	1,428
前受食事	15,001
協賛金収入	7,561
受取保険金	11,686
補助金の収入	38,155
その他	29,176
営業外費用	87,993
支払利息	60,740
社債利息	16,834
コミットメント	2,386
その他	8,031
経常損失	2,458,497
特別利益	366,367
雇用調整助成金	155,440
新株予約権戻入	66,476
固定資産売却益	10,462
債権債務整理益	133,986
特別損失	1,840,399
過年度決算訂正関連費用	594,785
新型コロナウイルス感染症による損失	454,904
解約違約金	280,000
店舗閉鎖損失	15,968
減損損失	454,461
固定資産除却損	35,953
固定資産売却損	3,772
関係会社清算損	552
税引前当期純損失	3,932,529
法人税、住民税及び事業税	19,996
法人税等調整額	177,402
当期純損失	4,129,927

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,213,540	1,004,750	1,404,170	2,408,920	7,402	6,848,295	6,855,698
誤謬の訂正による 累積的影響額						△409,566	△409,566
遡及処理後当期首残高	1,213,540	1,004,750	1,404,170	2,408,920	7,402	6,438,728	6,446,131
当期変動額							
当期純損失					-	△4,129,927	△4,129,927
自己株式の処分			△255,446	△255,446			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-		-
当期変動額合計	-	-	△255,446	△255,446	-	△4,129,927	△4,129,927
当期末残高	1,213,540	1,004,750	1,148,724	2,153,474	7,402	2,308,801	2,316,204

残高及び変動事由	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△2,791,128	7,687,030	110,494	7,797,524
誤謬の訂正による 累積的影響額		△409,566		△409,566
遡及処理後当期首残高	△2,791,128	7,277,464	110,494	7,387,958
当期変動額				
当期純損失		△4,129,927		△4,129,927
自己株式の処分	388,854	133,408		133,408
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△22,962	△22,962
当期変動額合計	388,854	△3,996,519	△22,962	△4,019,482
当期末残高	△2,402,274	3,280,944	87,531	3,368,476

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

株式会社ひらまつ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 北澄 裕和 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひらまつの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひらまつ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度において営業損失及び経常損失を計上しており、当連結会計年度においても営業損失及び経常損失を計上している。

この結果、営業債務の支払い及び借入金等の返済の資金繰りに懸念が生じ、金融機関に返済猶予を要請していること、長期借入金（シンジケートローン契約を含む）及び転換社債型新株予約権付社債に付されている財務制限条項に当連結会計年度末において抵触していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

1. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度において判明した過年度における不正な財務報告の訂正を行っている。
2. 連結損益計算書に関する注記に記載されているとおり、会社が株式会社ひらまつ総合研究所から提起されていた損害賠償等請求訴訟については、2021年3月1日に和解が成立した。
3. 会計上の見積りに関する注記に記載されているとおり、会社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響は2021年末頃まで残るものとみているが、当該感染症の収束に更に時間を要する場合には、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

株式会社ひらまつ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 北澄 裕和 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひらまつの2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失及び経常損失を計上しており、当事業年度においても営業損失及び経常損失を計上している。

この結果、営業債務の支払い及び借入金等の返済の資金繰りに懸念が生じ、金融機関に返済猶予を要請していること、長期借入金（シンジケートローン契約を含む）及び転換社債型新株予約権付社債に付されている財務制限条項に当事業年度末において抵触していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

1. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において判明した過年度における不正な財務報告の訂正を行っている。
  2. 損益計算書に関する注記に記載されているとおり、会社が株式会社ひらまつ総合研究所から提起されていた損害賠償等請求訴訟については、2021年3月1日に和解が成立した。
  3. 会計上の見積りに関する注記に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響は2021年末頃まで残るものとみているが、当該感染症の収束に更に時間を要する場合によっては、翌事業年度において減損損失の計上が必要となる可能性がある。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、事業報告に記載のとおり、外部調査委員会による調査の結果、旧経営陣により過去に不適切な会計処理が行われたことが判明いたしました。その後、緊急対策本部が取りまとめた再発防止策を、2021年4月14日に「改善報告書」として公表しております。監査役会では、再発防止策が着実に実行され、改善が図られつつあることを認識しており、今後もコンプライアンス意識及び企業倫理の一層の強化・徹底が成されるように進捗状況を注視してまいります。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月4日

株式会社ひらまつ 監査役会

常勤監査役 桑原清幸 ㊟

監査役 唐澤洋 ㊟

監査役 岩田美知行 ㊟

(注) 監査役桑原清幸、唐澤洋及び岩田美知行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、独立社外取締役を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式
えづれゆうこ 江連裕子 (1977年7月12日生)	1998年1月 株式会社セント・フォース所属 フリーキャスター (現任) 2004年10月 日経CNBCメイン経済キャスター 2008年4月 ラジオNIKKEI経済キャスター (現任) 2015年6月 株式会社グルメ杵屋社外取締役 2018年3月 株式会社エスネットワークス社外取締役 (現任) 2018年4月 専修大学アナウンサー講座講師 2020年4月 株式会社乃が美ホールディングス社外取締役 2020年6月 株式会社乃が美ホールディングス監査等委員 (現任) 2021年4月 世界は今-JETRO Global Eye キャスター (現任) 2021年4月 公益財団法人青葉園非常勤理事 (現任)	一株
氏名	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	
社外 えづれゆうこ 江連裕子 (新任)	江連裕子氏は、経済キャスターとして、マーケット番組や経営者インタビューを歴任。その後、キャスターを務める傍ら、東証一部上場企業である、株式会社グルメ杵屋の女性初の社外取締役に就任。また、財務会計コンサルティングファームである株式会社エスネットワークスの社外取締役や、高級食パンを展開する株式会社乃が美ホールディングスの監査等委員・社外取締役も担っております。このような外食での経験や顧客・女性視点を活かした商品・事業企画力、また、キャスターの経歴を活かした広報・マーケティングに強みを有していることから、当社の経営全般に対し適切な監督や有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 江連裕子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 江連裕子氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 同氏からは、株主総会で本議案をご承認いただくことを条件に、社外取締役就任の承諾を得ております。  
4. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。  
5. 江連裕子氏が就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額であります。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締

結しており、2022年3月更新の予定となります。現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

①被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員及びその他会社法上の重要な使用者

②被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填します。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本株主総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人ハイビスカスを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社監査役会が監査法人ハイビスカスを会計監査人の候補者とした理由は、現任会計監査人のEY新日本有限責任監査法人の監査在任期間が長期にわたっており、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

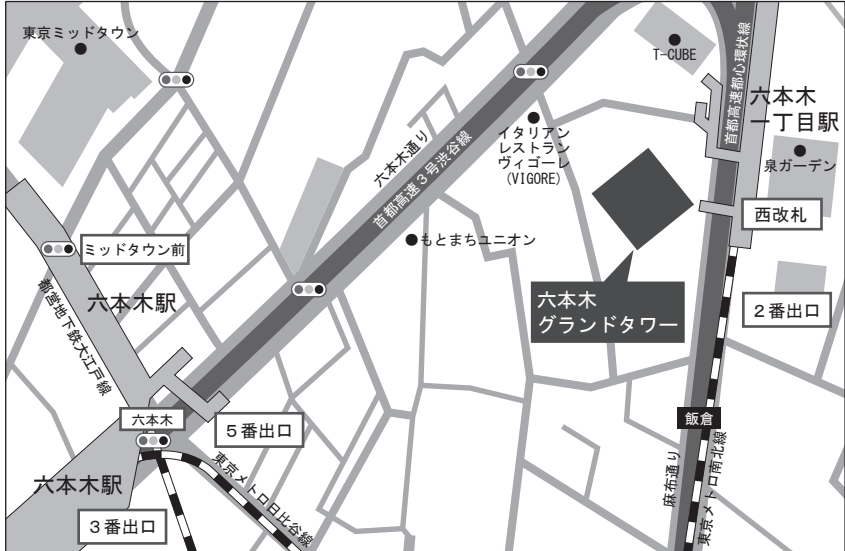
名称	監査法人ハイビスカス		
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北四条西五丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル8階		
従たる事務所の所在地	東京都渋谷区東2丁目23番3号 タゴシンビル3階		
沿革	2005年12月	公認会計士5名により札幌に設立	
	2007年7月	東京事務所開設	
	2009年2月	公認会計士協会により上場会社監査事務所として登録	
概要	構成人数	代表社員（公認会計士）	4名
		社員（公認会計士）	9名
		職員	62名
		合計	75名

以上



## 会場ご案内図

会場 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー  
ー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
電話 (03) 5545-1722



### 交通のご案内

- ・「六本木一丁目駅」西改札直結（南北線）
- ・「六本木駅」5番出口徒歩6分（日比谷線・大江戸線）
- ・「溜池山王駅」13番出口徒歩8分（銀座線・南北線）

\* 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、入場できる株主様の定員を事前登録いただいた方から優先に50名様までとさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

\* 駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。